

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

別表第1市長の事務部局の項中

「

環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長 会計管理者
課長 文化センター所長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 会計室長 参事

を

」

「

環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長
課長 文化センター所長

に改め、

市民会館長
人権センター所長
コミュニティセンター所長
環境クリーンセンター所長（再
任用職員に限る。）
会計管理者
会計室長
参事

」

同表議会の事務局の項中

「

次長

を

」

「

局長（再任用職員に限る。）
次長

に改める。

」

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。